

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表六件

福島県監査委員

監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定により実施した財務監査の結果は、次のとおりです。

令和6年12月10日

福島県監査委員 満山喜一
福島県監査委員 三瓶正栄
福島県監査委員 渡辺仁子
福島県監査委員 阿部寿子

- 監査等の基準
本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。
- 監査等の種類
財務監査（定期監査）
- 監査等の対象及び実施内容
 - 総務部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
総務部	令和5年度	令和6年10月11日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

(2) 危機管理部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
危機管理部	令和5年度	令和6年10月9日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

(3) 企画調整部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
------	------	-------	--------	--	------

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
企画調整部	令和5年度	令和6年10月8日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査

(4) 生活環境部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
生活環境部	令和5年度	令和6年10月9日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
環境創造センター	令和5年度	令和6年8月23日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査

(5) 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
保健福祉部	令和5年度	令和6年10月4日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
県南保健福祉事務所	令和5年度	令和6年8月20日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

(6) 商工労働部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
商工労働部	令和5年度	令和6年10月4日、7日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
ハイテクプラザ	令和5年度	令和6年9月10日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査

(7) 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
農林水産部	令和5年度	令和6年10月7日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
県南農林事務所	令和5年度	令和6年8月20日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
いわき農林事務所	令和5年度	令和6年8月23日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査

(8) 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
土木部	令和5年度	令和6年10月11日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
福島空港事務所	令和4年度 令和5年度	令和6年7月17日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
喜多方建設事務所	令和5年度	令和6年7月31日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

(9) 出納局

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
出納局	令和5年度	令和6年10月10日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査

(10) 議会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法

議 会 事 務 局	令 和 5 年 度	令 和 6 年 10 月 4 日	三 瓶 正 栄	渡 辺 仁	実 地 監 査
-----------	-----------	------------------	---------	-------	---------

(1) 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
教 育 庁	令 和 5 年 度	令 和 6 年 10 月 10 日	三 瓶 正 栄	渡 辺 仁	実 地 監 査

(2) 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
警 察 本 部	令 和 5 年 度	令 和 6 年 10 月 7 日	三 瓶 正 栄	渡 辺 仁	実 地 監 査

(3) 監査委員

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
監 査 委 員 事 務 局	令 和 5 年 度	令 和 6 年 10 月 4 日	満 山 喜 一	阿 部 寿 子	実 地 監 査

(4) 人事委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
人 事 委 員 会 事 務 局	令 和 5 年 度	令 和 6 年 10 月 7 日	満 山 喜 一	阿 部 寿 子	実 地 監 査

(5) 労働委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
労 働 委 員 会 事 務 局	令 和 5 年 度	令 和 6 年 10 月 4 日	満 山 喜 一	阿 部 寿 子	実 地 監 査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

5 監査等の結果

(1) 総務部

監査した結果、次の1件の指摘事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
総 務 部	<p>・行政財産使用許可に伴う管理経費の算定に適正を欠いているものがある。 (事実)</p> <p>自治会館の管理経費について、令和5年4月に入居団体の変更があったことから、その変更に応じて管理経費を按分計算する際に使用する面積等を修正すべきところ、修正を行わなかったため、令和5年4月分から同年11月分まで管理経費を誤って算定し調定を行ったことにより、入居団体に追加負担額及び返納額が生じている。</p> <p style="padding-left: 2em;">入居団体の追加負担額 (1団体) 176,699円 入居団体への返納額 (11団体) 5,165円</p> <p>(是正又は改善の意見)</p>

行政財産使用許可に伴う管理経費の算定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(2) 危機管理部

監査した結果、次の1件の指摘事項、2件の指導事項については是正・改善を求めた。

ア 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路無料措置に係る事務手続及び運用に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 災害救助、水防活動又は消防活動の用務で高速道路を利用する車両については、法令等に基づき高速道路の無料措置の適用を受けているが、消防防災航空センターにおいて、法定外の活動用務で利用する車両について誤って公務自動車証明書を交付し、無料措置の適用を受けている。 法定外の活動用務の高速道路利用料金 令和元年度 32枚 52,290円 令和2年度 145枚 259,680円 令和3年度 87枚 157,340円 令和4年度 84枚 119,200円 令和5年度 3枚 4,470円 合 計 592,980円 (是正又は改善の意見) 高速道路無料措置に係る事務手続及び運用に当たっては、関係法令等に基づき適正に行うとともに、適時適切な指導・監督に努めること。

イ 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県自主防災組織リーダー研修会の講師4名分の報償費及び旅費について、支払時期が3か月以上遅延している。 ・ 赤色灯を取り付けた公用車を公安委員会から緊急自動車の指定を受けずに約2か月間走行させている。

(3) 企画調整部

監査した結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
企画調整部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託契約において、契約保証金を契約の締結と同時に又はその直前までに納付させるべきところ、契約締結後に納付させている。

(4) 生活環境部

ア 監査した結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度に団体甲から購入した郵便切手及び重量税印紙の代金について職員が私費で支払っている。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(5) 保健福祉部

ア 監査した結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
保 健 福 祉 部	・プロポーザル方式による企画提案書の審査は審査委員会 が実施する必要があるが、一次審査において審査委員以 外の者が審査をしている。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(6) 商工労働部

ア 監査した結果、次の2件の指摘事項、1件の指導事項については是正・改善を求めた。

(7) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
商 工 労 働 部	・振替の会計区分に適正を欠いているものがある。 (事実) 小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計から、 令和4年度分償還金50,761,400円を同年度内に繰出しを し、一般会計へ繰入れをすべきところ、誤って同特別会 計へ繰入れをしたため、令和5年度に改めて同特別会 計から繰出しをし、一般会計へ繰入れをしている。 (是正又は改善の意見) 振替の事務手続に当たっては、チェック体制を強化す るとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。
	・収入調定事務に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 令和5年度における収入調定の取消漏れのため、収入 未済扱いのまま令和6年度に繰り越し、減額処理してい るものがある。 1 原子力災害等復興基金から一般会計に1,641,998円 を戻入すべきところ、令和6年3月26日に誤って基金 繰入金の収入調定を行い、その取消を失念したため、 収入未済扱いのまま令和6年度に繰り越し、同年6月 1日付けで減額処理している。 2 建物貸付料(職員の借上公舎入居料)の令和5年5 月分5,890円について、同年5月1日に誤って二重に 収入調定を行い、その取消を失念したため、収入未済 扱いのまま令和6年度に繰り越し、令和6年6月1日 付けで減額処理している。 (是正又は改善の意見) 収入調定に当たっては、チェック体制を強化し、関係 規程に基づき適正に行うこと。

(4) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
商 工 労 働 部	・修繕契約に係る契約保証金について、契約の完了の確認 後、速やかに還付すべきところ、3か月以上遅延してい

る。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(7) 農林水産部

ア 監査した結果、次の1件の指摘事項、2件の指導事項については是正・改善を求めた。

(ア) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
農 林 水 産 部	<ul style="list-style-type: none"> ・設計額に誤りがあり、契約を解除している。 (事実) 建築工事について、資材単価を誤って積算した設計額を基に入札事務を行い、正しく積算した場合に落札者が入れ替わることが契約後に判明したことから、同契約を解除している。 工事名 須賀川農業普及所移転0501工事 工事内容 木造平屋建て 庁舎棟1棟 車庫棟1棟 契約年月日 令和6年2月22日 解除年月日 令和6年5月14日 (是正又は改善の意見) 設計額の積算に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

(イ) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
農 林 水 産 部	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル審査委員会の委員に外部の有識者や他部署の職員を含めず、部内の職員だけで実施している。
県南農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備工事の設計額について、据付工事に係る据付間接費を誤って計上したことが落札者の決定後に判明したため、決定を取り消している。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(8) 土木部

ア 監査した結果、次の2件の指摘事項、2件の指導事項については是正・改善を求めた。

(ア) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
土 木 部	<ul style="list-style-type: none"> ・土木設計積算システムを使用し積算した設計額に誤りがあり、契約を解除している。 (事実) 河川堤防舗装工事について、企画技術総室が運用している土木設計積算システムの計算プログラムに誤りがあったため、同システムにより過小に積算した設計額を基に入札事務を行い、正しく積算した場合に落札者が入れ替わることが契約後に判明したことから、同契約を解除している。 工事執行機関 いわき建設事務所 工事名 河川海岸改良(改良)工事(堤防舗装)

	<p>工事内容 堤防舗装工 L=1,510.0m 契約年月日 令和6年3月28日 解除年月日 令和6年7月9日 (是正又は改善の意見) 土木設計積算システムの運用に当たっては、計算プログラム等システムのチェック体制を強化し適正に行うこと。</p>
喜多方建設事務所	<p>・内部統制が機能しておらず、役務費の支出事務に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 所内のチェック体制が機能しておらず、電話料金(Wi-Fi使用料)の支払に関する事務手続が著しく適正を欠いている。</p> <p>1 事業者甲の令和5年4月分の電話料金2,426円について、同年5月26日を支払期限とする請求書が送付されたにもかかわらず、本庁で支払うものと思込み、本庁に確認することもなく、公共料金用口座に入金しなかったため振替が行われず、同年6月に督促状が送付されるとともに、滞納手数料440円が発生している。また、当該督促に関する調査を十分に行っていない。</p> <p>2 事業者乙の令和5年5月31日を支払期限とする同年4月分の電話料金94,674円について、公共料金用口座に二重に入金している。また、同年3月から同口座の記帳を行わず、同年9月より記帳を再開したものの、担当者も上司も入出金や残高を確認せず、入金重複に気付いていない。</p> <p>3 事業者甲の令和5年5月分から令和6年2月分までの電話料金計24,698円について、請求書が届いているにもかかわらず、上記1の認識誤りにより公共料金用口座に入金していない。また、上記2の二重入金により、同口座に残高があったため、支出事務手続がなされないまま、振替が行われている。</p> <p>(是正又は改善の意見) 役務費の支出に当たっては、所内の情報共有やチェック体制を確立するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。</p>

(1) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
喜多方建設事務所	<p>・測量業務委託契約2件について、委託料の額を当初の300万円未満から300万円以上に変更するに当たり、契約保証金を納付させないまま変更契約を締結している。</p> <p>・調査業務委託の金抜き設計書について、積算システムの操作誤りにより、旅費交通費の項目を削除したことが落札者の決定後に判明したため、決定を取り消している。</p>

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(9) 出納局

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(10) 議会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、

最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(11) 教育委員会

監査した結果、次の3件の指摘事項、1件の指導事項については是正・改善を求めた。

ア 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項																			
教 育 庁	<p>・給与の支給事務に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 令和2年4月1日付け校長相当職昇任者1名及び令和3年4月1日付け教頭相当職昇任者1名の給与について、各昇任を給料計算に反映しなかったため、令和5年に給与1,888,783円を追給している。 追給額 令和2年度 305,466円 1名分 令和3年度 674,092円 2名分 令和4年度 688,147円 2名分 令和5年度 221,078円 1名分 (是正又は改善の意見) 給与の支給事務に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>																			
	<p>・退職手当の支払事務に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 令和4年度末退職の講師1名分の退職手当272,199円及び令和5年度末退職の講師3名分の同手当826,322円について、退職した日から起算して1月以内に支払うべきところ、退職者の確認が不十分であったため、令和6年7月22日に支払いしている。 (是正又は改善の意見) 退職手当の支払事務に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>																			
	<p>・高等学校部活動指導員の報酬等に係る関係規程について、著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 令和2年度から実施している高等学校部活動指導員配置事業において、休日給に相当する報酬等の関係規程の不備により、配置した指導員に対する報酬、旅費について56校で不足払いが生じている。 不足払い額 <table border="1" data-bbox="603 1599 1362 1760"> <thead> <tr> <th></th> <th>報酬</th> <th>旅費</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>520,282円</td> <td>27,283円</td> <td>547,565円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>666,379円</td> <td>44,535円</td> <td>710,914円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>878,880円</td> <td>49,903円</td> <td>928,783円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>961,293円</td> <td>51,764円</td> <td>1,013,057円</td> </tr> </tbody> </table> (是正又は改善の意見) 高等学校部活動指導員の報酬等に係る関係規程については、関係条例等に基づき適切に定め、配置校において適正に執行されるよう制度管理を行うこと。</p>		報酬	旅費	計	令和2年度	520,282円	27,283円	547,565円	令和3年度	666,379円	44,535円	710,914円	令和4年度	878,880円	49,903円	928,783円	令和5年度	961,293円	51,764円
	報酬	旅費	計																	
令和2年度	520,282円	27,283円	547,565円																	
令和3年度	666,379円	44,535円	710,914円																	
令和4年度	878,880円	49,903円	928,783円																	
令和5年度	961,293円	51,764円	1,013,057円																	

イ 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項

教 育 庁	・令和4年度レンタカー賃貸借契約に係る契約保証金について、契約の完了確認後の令和5年5月8日に誤って過小に還付し、不足額を令和6年5月8日に還付している。
-------	---

(12) 公安委員会

監査した結果、次の1件の指摘事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
警 察 本 部	<p>・工事の入札事務に著しく適正を欠いているものがある。 (事実)</p> <p>一般土木工事について、入札及び再度入札が予定価格超過により不調となったため改めて公告入札をしたが、その際に入札参加資格の格付等級を設定基準上、入札参加可能とされていない範囲まで拡大変更して当該公告入札を行い、落札者を決定し工事を施工している。</p> <p>(工事の概要)</p> <p>工事名 須賀川警察署看板設置工事 施工場所 須賀川市八幡町地内 契約額 3,949,000円 工期 令和5年7月26日～同年11月22日</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>工事の入札事務に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>

(13) 監査委員

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(14) 人事委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(15) 労働委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定により令和5年度分の県公営企業に係る財務監査を実施した結果は、次のとおりです。

令和6年12月10日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 渡 辺 仁
 福島県監査委員 阿 部 寿 子

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査（定期監査）

3 監査等の対象及び実施内容

(1) 土木部（流域下水道事業会計）

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
土木部（流域下	令和5年度	令和6年8月29日	満山喜一	渡辺 仁	実地監査

水道事業会計)					
---------	--	--	--	--	--

(2) 企業局

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
企業局	令和5年度	令和6年8月29日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査

(3) 病院局

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
病院局	令和5年度	令和6年8月29日	満山喜一	渡辺 仁	実地監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

5 監査等の結果

- (1) 土木部(流域下水道事業会計)
 - ア 福島県流域下水道事業

対象機関	事業経営の状況
土木部(流域下水道事業会計)	<p>当年度における流域下水道事業の実績は、年間処理水量は57,849,639m³で、前年度と比較して3,405,023m³(6.3%)増加している。</p> <p>経営成績では、事業収益が11,333,051,139円に対し事業費用は11,707,606,583円で、純損失は374,555,444円となっており、前年度より損失が285,698,863円増加している。これは、令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた県北浄化センターの災害復旧工事に係る建設仮勘定の整理を行い、固定資産に計上したものの以外を費用に計上したことによるものである。</p> <p>その事業管理はおおむね適正であったと認められる。</p>
	<p>是正・改善を求めた事項</p>
	<p>監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。</p> <p>(指導事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に受け入れた差入担保金について、流動負債(預り金)に計上すべきところ誤って資本金に計上した。令和5年度に修正処理を行う際に、資本金から振替すべきところ、過年度損益修正損を計上し、流動負債(預り金)に振替したため特別損失(過年度損益修正損)が過大になっている。

(2) 企業局

- ア 福島県工業用水道事業

対象機関	事業経営の状況
企業局	<p>当年度における工業用水道事業の実績は、総給水量258,230,092m³で、好間工業用水道のいわき市への譲渡に</p>

	<p>より、前年度と比較して65,270,507m³（20.2%）減少している。なお、当年度における建設改良事業については、勿来工業用水道の沼部堰改築工事等を実施している。</p> <p>経営成績では、事業収益が2,641,032,216円に対し事業費用は2,555,566,954円で、純利益は85,465,262円となっており、前年度より利益が1,889,892,341円増加している。これは、令和4年度は好間工業用水道の無償譲渡に伴い多額の特別損失が発生したことによるものである。</p> <p>その事業管理はおおむね適正であったと認められる。</p>
	是正・改善を求めた事項
	<p>監査した結果、次の3件の指導事項について是正・改善を求めた。</p> <p>（指導事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に廃止されている固定資産について、速やかに除却等を行うべきところ、固定資産台帳等に計上されたままになっていたため、令和5年度に除却等を行い、特別損失（過年度損益修正損）及び特別利益（過年度損益修正益）を計上している。 ・固定資産の減価償却について、適切に行っていなかったため、令和5年度に修正処理を行い、特別損失（過年度損益修正損）及び特別利益（過年度損益修正益）を計上している。 ・令和4年度に取得したソフトウェアについて、資本的支出で取得すべきところ収益的支出で取得し、資産計上及び固定資産台帳整理を行っていなかったため、令和5年度に修正処理等を行い、特別利益（過年度損益修正益）を計上している。

イ 福島県地域開発事業

対象機関	事業経営の状況
企 業 局	<p>当年度における地域開発事業は、令和2年度の地域開発事業の廃止決定に伴い、未分譲地の販売業務は商工労働部に移管され、企業債の償還等の業務のみを行っている。</p> <p>経営成績では、事業収益が1,330,134,355円に対し事業費用は10,207,645円で、純利益は1,319,926,710円となっており、前年度より10,754,918円増加している。これは前年度と比較し、企業債の繰上償還により支払利息が減少したことなどによるものである。</p> <p>その事業管理はおおむね適正であったと認められる。</p>

福島県地域開発事業については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(3) 病院局

ア 福島県病院事業

対象機関	事業経営の状況
病 院 局	<p>当年度における県立病院の利用可能な施設は4病院1診療所、許可病床数は308床で、前年度と変更はなく、大野病院は震災と原発事故に伴い休止している。</p> <p>当年度の患者数は、入院が延べ46,348人、外来が延べ107,744人で、前年度と比較して、入院は1,686人（3.8%）の増加、外来は3,376人（3.0%）減少している。入院患者</p>

	<p>の増は、宮下病院で診療圏内における人口減や訪問診療・訪問介護の充実に伴い患者が減少した一方で、ふくしま医療センターこころの杜で児童思春期等の患者が大幅に増加したことによるもので、外来患者の減は、こころの杜やふたば医療センター附属ふたば復興診療所で診療開始となった心身医療科などで患者数が増えたものの宮下病院及び南会津病院で発熱外来や新型コロナワクチン接種者が大幅に減少したことによるものである。</p> <p>経営成績は、医業収益2,533,762,095円に対し医業費用が8,107,237,051円で、医業損失は5,573,474,956円となっており、前年度より769,290,747円（16.0%）増加している。</p> <p>また、事業収益8,274,275,772円に対し事業費用が8,295,842,507円で、純損失21,566,735円となった。これは、大野病院において東日本大震災に伴う東京電力からの賠償金がなかったことや建物等の減価償却費の計上によるものである。</p> <p>当年度において、一般会計から繰り入れられた資本的収入を含む負担金・補助金は総額（借入金を除く。）4,271,364,647円で、前年度より726,546,239円（20.5%）増加している。これは、旧矢吹病院の建物等の除却費用の計上及び南会津病院の病床確保支援事業補助金の減少によるものである。</p> <p>累積欠損金は主に廃止された病院の損失が累積したもので、期末残高は6,554,502,197円となり、前年度より21,566,735円（0.3%）増加している。</p> <p>その事業管理はおおむね適正であったと認められる。</p>
	<p>是正・改善を求めた事項</p>
	<p>監査した結果、次の2件の指導事項について是正・改善を求めた。</p> <p>（指導事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任用期間が6か月未満であるにもかかわらず、会計年度任用職員に期末手当を支給している。 ・前受金として計上した工事の補助金、負担金について、工事完了時に長期前受金等への振替処理等を行っていない。

（監査総務課）

監査公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した随時監査の結果は、次のとおりです。

令和6年12月10日

福島県監査委員	満	山	喜	一
福島県監査委員	三	瓶	正	栄
福島県監査委員	渡	辺		仁
福島県監査委員	阿	部	寿	子

- 1 監査等の基準
本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。
- 2 監査等の種類
財務監査
- 3 監査対象事項
平成31年度から令和5年度までの行政財産使用料
- 4 監査等の対象、実施内容
 - (1) 対象機関

- 福島空港事務所
 (2) 実施年月日
 令和6年9月27日
 (3) 担当監査委員
 三 瓶 正 栄
 渡 辺 仁
 (4) 実施方法
 書面監査

5 監査等の結果

監査の結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

(指導事項)

工作物設置（土地使用）許可において、土地使用料の算定を誤り、令和3年度55,500円、令和4年度55,500円を過大に調定している。

(監査総務課)

監査公表第29号

令和6年10月11日監査公表第24号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和6年12月10日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 渡 辺 仁
 福島県監査委員 阿 部 寿 子
 6 財 第 1 6 9 8 号
 令和6年10月16日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 渡 辺 仁
 福島県監査委員 阿 部 寿 子
 様

福島県知事 内 堀 雅 雄

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和6年9月26日付け6福監第164号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(別紙様式)

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 北海道事務所
 監査対象年度 令和4年度、令和5年度
 監査実施年月日 令和6年7月29日

指 摘 ・ 勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 雑入の調定が行われていないものがある。</p> <p>「事実」 職員公舎の使用者が負担すべき職員公舎の維持及び管理に関する費用について、雑入として調定をすべきところ、入居を開始した令和4年4月分から令和6年4月分まで調定が行われていない。</p> <p>令和4年度 124,800円（4戸 12か月分） 令和5年度 134,400円（4戸 12か月分） 令和6年度 11,200円（4戸 1か月分）</p>	<p>(原因) 今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <p>1 平成30年度から令和4年度まで借り上げ公舎に関する事務処理がなかったため、当該業務に関する引き継ぎが不十分であった。</p> <p>2 福島県職員公舎規則第24条及び第31条、規則第3号様式より、公舎使用上通常必要とする経費については本人の負担であるところ、借り上げ公舎の共益費についても同様であるとの認識が不足していた。</p> <p>(処理状況) 【過年度分】</p>

「是正又は改善の意見」
歳入の調定については、関係規程に基づき適正に行うこと。

総務部総務課において令和4年4月から令和6年3月までの未調定分について収入調定を行い、令和6年5月27日までに全額が納入された。

【現年度分】

北海道事務所において収入調定を行い、令和6年5月30日までに全額が納入された。

(今後の対応)

執行機関セルフチェック表に公舎入居料及び共益費の収入調定に関する項目を追加し、調定漏れがないか管理職も含めた複数の職員により確認する。

また、事務引継において借り上げ公舎の収入・支出について確実に申し送りするよう所属内に周知する。

(監査総務課)

監査公表第30号

令和6年10月11日監査公表第24号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和6年12月10日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 渡 辺 仁
 福島県監査委員 阿 部 寿 子
 6 教 財 第 7 9 6 号
 令和6年10月22日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄 様
 福島県監査委員 渡 辺 仁
 福島県監査委員 阿 部 寿 子

福島県教育委員会教育長

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和6年9月26日付け6福監第164号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(別紙様式)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 南会津教育事務所
- 監査対象年度 令和5年度
- 監査実施年月日 令和6年7月29日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 給与の支給事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 育児休業中の管内小学校教員1名が令和5年10月29日から職務復帰し産前産後休暇を取得するため、育児休業期間の終了を令和5年10月28日と変更する「給与マスター基本（修正）通知書1（採用退職・休職事由等関係）」（以下「通知書」</p>	<p>(原因)</p> <p>1 担当者の給与制度及び必要業務に関する誤認 産前産後休暇は有給休暇という認識はあったものの、育児休業の終了登録のみで足りると誤認していたため、休業から休暇への移行であり復職手続は不要という思い込みがあり、確認作業を忘れてしまった。</p> <p>2 管理職及び副担当によるチェック不</p>

という。)を作成したが、令和5年10月29日から復職することを内容とする通知書は作成しなかったため、令和5年10月から令和6年1月までの給与及び令和5年12月期末手当・勤勉手当がそれぞれの支給定日に支給されず、事案判明後、手計算処理により令和6年1月31日に1,528,807円を支給している。

また、手計算処理の一部に誤りがあったため、不足支給分79,923円及び過支給分1,547円について、令和6年2月19日までに追給及び戻入の処理を行っている。

令和5年10月給与(日割2日分)	
支給定日	令和5年10月20日
支給すべき額	38,467円
令和5年11月給与	
支給定日	令和5年11月21日
支給すべき額	411,236円
令和5年12月給与	
支給定日	令和5年12月21日
支給すべき額	411,236円
令和6年1月給与	
支給定日	令和6年1月19日
支給すべき額	419,781円
令和5年12月期末手当・勤勉手当	
支給定日	令和5年12月8日
支給すべき額	326,463円
合計	1,607,183円

「是正又は改善の意見」
給与の支給に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

足
通知書作成の決裁時に加え、通知書内容の反映された後も誤った支給状況に気付くことができなかった。

(処理状況)

- 1 令和6年1月11日
所属校事務職員からの連絡により支給漏れが発覚した。
- 2 令和6年1月31日
本人口座へ手計算による支給額1,528,807円を支出した。
- 3 令和6年2月19日
手計算の誤りによる不足支給分79,923円を追給し、過支給分1,547円を戻入した。

(今後の対応)

育児休業及び産前産後休暇を取得している職員とその補充職員に関する状況整理、給与事務の対応については以下のとおりとする。

- 1 担当者は、各学校から最初に情報が提供される主任管理主事と、休業・休暇の取得が見込まれる職員や、取得済みの職員の状況変化などについて、定期的に状況を確認する。
また、関係書類の提出に基づき、手続の処理状況をまとめた「産休職員チェックリスト」・「育休職員チェックリスト」を随時更新するとともに、過去の手続に漏れがないか、今後予想される手続への早期対応などについて確認しながら業務に当たる。
- 2 管理職及び副担当は、更新されるチェックリストについて、更新漏れがないか随時検証資料を参照し確認する。
また、毎月の例月処理時に、チェックリストに基づき手続漏れがないかを確認する。

2 監査対象機関 ふたば未来学園中学校・高等学校
監査対象年度 令和4年度、令和5年度
監査実施年月日 令和6年7月29日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 内部統制が有効に機能しておらず、報酬等の支出事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 組織内の情報共有や進捗管理が不十分であり、チェック体制が機能しておらず、報酬等において支払いが遅延しているも</p>	<p>(原因) 今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種支出事務について担当職員任せとなり、組織として適正な進捗管理がなされていなかった。 2 令和4年度に病気休暇を取得した職員に係る業務についてサポート体制が整わず、担当職員が不明確なまま業務

のや、特殊勤務手当を支給していないものがある。

- 1 令和5年4月7日に支給すべき特定会計年度任用職員16名の報酬(2,738,112円)について、予算残高不足により支給が遅れ、同年4月11日に支給している。
- 2 校舎電気料について、令和4年4月分(1,901,502円)及び同年7月分(2,169,792円)の支払手続が遅れたため、延滞利息(22,501円)を支出している。
- 3 令和4年4月から令和5年11月までの間の職員の旅費のうち183件(総額4,041,708円)について、旅行終了後3か月以上遅延して支払われている。
- 4 令和4年11月28日付けで給付決定のあった独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金49,487円(2名分)について、通知内容を確認後、速やかに支払うべきところ令和5年3月10日に支出している。
- 5 令和4年7月14日から同月16日まで開催された陸上競技大会及び令和4年7月6日から同月7日まで開催されたバドミントン大会において、宿泊を伴う対外運動競技等引率指導業務に従事した教諭3名及び講師1名に対外運動競技等引率指導業務手当40,800円を支給していない。

「是正又は改善の意見」

報酬等の支出にあたっては、組織内の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うこと。

を執行してしまった。

(処理状況)

- 1 (1) 令和5年4月4日
特定会計年度任用職員16名の令和5年3月分報酬に係る予算残高不足が判明し、予算主務課へ追加予算配分を依頼した。
- (2) 令和5年4月6日～4月7日
校長から対象職員へ報酬の支給が遅れる旨説明し、全員の了承を得た上で、令和5年4月11日に支出した。
- 2 (1) 令和4年7月11日
令和4年4月分校舎電気料の支出手続が漏れていたことが判明し、同日支出命令書を作成し令和4年7月20日に支出した。
- (2) 令和4年8月29日
相双地方振興局出納室に持ち込み決裁となっていた令和4年7月分校舎電気料に係る支出命令書の金額誤りが判明し、同日再度支出命令書を作成し、令和4年9月2日に支出した。併せて、令和4年4月分校舎電気料に係る延滞利息21,535円を支出した。
- (3) 令和4年10月31日
令和4年7月分校舎電気料に係る延滞利息966円を支出した。
- 3 (1) 令和4年4月頃から事務職員1名が病気休暇等を取得したため、業務分担を調整したが、職員旅費支出の事務処理遅滞が発生した。
- (2) 令和5年度から、やむを得ないものを除き旅行終了日の翌月末までに旅費の支出を完了させるよう徹底することとした。
- 4 令和5年2月28日
令和4年11月分独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の未支出が判明し、令和5年3月10日に支出した。
- 5 (1) 令和6年8月9日
対外運動競技等引率指導業務手当の過年度分追給に必要な書類を取りまとめ、職員課に追給・返納計算依頼書を提出した。
- (2) 令和6年10月11日
職員課にて追給の事務処理が完了し、対象教職員の口座に振込がなされた。

(今後の対応)

支出事務については、下記により組織として適正な進捗管理を行うこととした。

- 1 人員体制強化及び事務分掌の見直し
令和5年度から事務職員を増員するとともに、事務分掌を見直し業務負担の平準化を図ることとした。

	<p>2 チェック体制の強化 事務担当者及び事務長それぞれがセルフチェック表により事務処理状況を確認し支出漏れの発生防止に努めるとともに、支出内容についてもダブルチェックを徹底することとした。</p> <p>3 事務長による業務進行管理の徹底 セルフチェック表で確認できない不定期に発生する支出事務については、事務長が主体的に進行管理を行い、事務担当者へその都度進捗状況を確認し、支出事務が遅滞なく実施できるよう徹底した。</p>
--	---

(監 査 総 務 課)

監 査 公 表 第 3 1 号

令和6年10月11日監査公表第23号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和6年12月10日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 渡 辺 仁
 福島県監査委員 阿 部 寿 子
 6 病 第 6 7 2 号
 令和6年10月18日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 渡 辺 仁
 福島県監査委員 阿 部 寿 子
 様

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

公営企業に係る定期監査結果の措置状況について（通知）

令和6年9月26日付け6福監第154号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象団体 ふくしま医療センターこころの杜
 監査対象年度 令和5年度
 監査実施年月日 令和6年7月12日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 未収金の経理に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 個人医業未収金について、未収金整理簿等による整理が十分行われていない。 また、現年度分個人医業未収金等について、督促が行われていない。 個人医業未収金の令和5年度末残高 11,388,008円 うち現年度分 8,009,250円</p> <p>「是正又は改善の意見」 未収金の経理については、関係規程等</p>	<p>(原因)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医事担当職員1名が病休を取得したこと等により、残った担当職員1名が業務多忙となり、日々の業務に忙殺されたこと、及び担当職員以外は業務を十分理解していなかったことから、未収金の整理、督促業務に着手できなかった。 ・ 加えて上席者が、職員の業務執行状況を把握できておらず、また、未収金管理に対する認識も不十分であった。 <p>(処理状況)</p> <p>医業未収金について、未収金整理簿を整理した上で、令和6年8月29日付で督</p>

に基づき適正に行うこと。

促状を発行した。

(今後の対応)

- ・担当者は、福島県立病院未収金マニュアル等に基づき適正に事務処理を行う。督促については、今後も定期的に行っていく。
- ・上席者は、未収金の整理、督促状況について担当者から定期的に報告を受け、必要に応じて未収金解消に向け助言等をするなど事務部全体で未収金の減少に取り組んでいく。

2 監査対象団体 ふくしま医療センターこころの杜
 監査対象年度 令和5年度
 監査実施年月日 令和6年7月12日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 内部統制が有効に機能しておらず、行政財産の使用料及び管理経費等の経理に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 組織内でのチェック体制が機能しておらず、固定資産の使用許可に基づく使用料及び管理経費等の徴収について、令和5年度内に行われていないものがある。</p> <p>1 土地使用料1年分 固定資産の使用者2者分 計 9,000円</p> <p>2 管理経費(電気料・水道料)1年分 固定資産の使用者5者分 計 334,961円</p> <p>3 電話料1年分 入院患者等の利用分 計 303,633円 合計 647,594円</p> <p>「是正又は改善の意見」 行政財産の使用料及び管理経費等の経理については、組織的なチェック体制を確立し、関係規程等に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因) 前年度より事務部職員数が減少したことから残った担当職員が業務多忙となり、日々の業務に忙殺され、行政財産の使用料や管理経費の徴収に着手しなかった。行政財産の使用料及び管理経費等の経理に対する認識が不十分であった。 加えて上席者が、職員の業務執行状況を把握できておらず、また、行政財産の使用料や管理経費の徴収に対する認識も不十分であった。</p> <p>(処理状況) 令和5年度分の使用料及び管理経費等については、令和6年7月29日までに全て徴収した。</p> <p>(今後の対応) 行政財産の使用料及び管理経費については、定期的に徴収すべきもののチェックリストを作成し、担当者は、徴収漏れが生じないように随時確認する。 上席者もチェックリストを定期的に確認するなどし、適正に処理が行われているか確認する。</p>

(監査総務課)